

● (新旧対照表)

○大崎市都市公園条例の一部改正(第2条関係)

改正案			現行		
別表第3 (第10条関係) 1 都市公園施設を設置し、又は管理する場合の使用料 略 備考 略 2 都市公園を占有する場合の使用料			別表第3 (第10条関係) 1 都市公園施設を設置し、又は管理する場合の使用料 略 備考 略 2 都市公園を占有する場合の使用料		
占有物件	単位	使用料	占有物件	単位	使用料
第1種電柱	1本につき1年	570円	第1種電柱	1本につき1年	480円
第2種電柱		880円	第2種電柱		730円
第3種電柱		1,200円	第3種電柱		990円
第1種電話柱		510円	第1種電話柱		430円
第2種電話柱		820円	第2種電話柱		680円
第3種電話柱		1,100円	第3種電話柱		940円
その他の柱類		51円	その他の柱類		43円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円
地下に設ける電線		3円	地下に設ける電線		3円
その他の線類			その他の線類		
路上に設ける変圧器	1個につき1年	500円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420円
地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	310円	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	260円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	430円	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	360円
鉄塔	占有面積1平方メートルにつき1年	1,000円	鉄塔	1基につき1年	800円
水道管又は下水道管、ガス管その他これに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	22円	水道管又は下水道管、ガス管その他これに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	18円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	31円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	26円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	46円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	38円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	61円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	51円

2メートル未満のもの		
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		92円
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120円
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		220円
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		310円
外径が1メートル以上のもの		610円
通路及び通路橋	占用面積1平方メートルにつき1年	220円
標識	1本につき1年	820円
広告塔及び広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	900円
公衆電話ボックス敷	1個につき1年	1,000円
展示会又は競技会その他これらに類する仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1月	90円
工事用板囲，足場，詰所その他工事用施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
3 行為をする場合の使用料		
略		

もの		
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77円
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100円
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180円
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260円
外径が1メートル以上のもの		510円
通路及び通路橋	使用面積1平方メートルにつき1年	220円
標識	1本につき1年	680円
広告塔及び広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	870円
公衆電話ボックス敷	1台につき1年	850円
展示会又は競技会その他これらに類する仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1月	87円
工事用板囲，足場，詰所その他工事用資材置場	使用面積1平方メートルにつき1年	850円
3 行為をする場合の使用料		
略		